

ネーミングライツパートナー優先交渉権者選定手順及び審査基準

1 ネーミングライツパートナー優先交渉権者の選定手順

(1) 応募資格等の事前確認

応募資格、応募金額の妥当性の確認を行います。

(2) 君津市ネーミングライツ審査委員会による審査

応募者資格等が妥当である場合、君津市ネーミングライツ審査委員会にて、「愛称案」、「適格性」、「付帯提案」の審査・採点を行い、事務局算定の「応募金額」の得点を合算した合計点を基に優先交渉権者の選定を行います。

2 応募資格等の事前確認方法

(1) 応募資格

応募者より提出された書類を基に、応募者及び愛称案が『君津市ネーミングライツ導入ガイドライン』、『君津市ネーミングライツ事業実施要綱』、『君津市広告掲載に関する要綱』及び『君津市広告掲載基準』を満たしているか確認を行います。

(2) 経営の安定性判断基準

下記の項目を基準に可否を総合的に判断します。

番号	指標名	内容	計算式	判断基準
1	流動比率	企業の支払い能力を判断するための指標	$\text{流動比率}(\%) = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	概ね 100%以上
2	当座比率	企業の短時間における支払い能力を判断するための指標	$\text{当座比率}(\%) = \frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	概ね 100%以上
3	自己資本比率	企業の安全性を判断するための指標	$\text{自己資本比率}(\%) = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	概ね 15%以上

4	固定比率	長期的な観点から企業の債務返済能力を分析する指標	固定比率(%) = 固定資産 ÷ 自己資本 × 100	概ね 100%以下
5	固定長期適合率		固定長期適合率(%) = 固定資産 ÷ (自己資本 + 固定負債) × 100	概ね 100%以下

※君津市建設工事等入札参加資格者名簿登録事業者については、審査を省略する

(3) 応募金額の妥当性判断基準

施設の性質と維持管理費を基に、下表より最低応募金額を設定し、応募金額の妥当性を確認します。

維持管理費 施設の性質	～100万円	～1,000万円	1,000万円超
A	10万円以上	50万円以上	100万円以上
B	5万円以上	10万円以上	50万円以上
C	1万円以上	5万円以上	10万円以上
D	10万円以上		

【施設の性質】

分類	基準	施設分類
A	不特定多数の利用者がおり、広告価値が一定程度見込める施設	庁舎（一部）、文化ホール、図書館、スポーツ施設、観光施設等
B	一定の利用者はいるが、広告価値があまり見込めない施設	公民館等、公園等
C	特定の利用者のみで、広告価値が見込めない施設	衛生施設、集会施設、住宅施設、福祉施設、その他施設
D	A～Cの施設分類以外の施設 インフラ、その他公有財産	—

【維持管理費】

『君津市公共施設カルテ』に記載されている場合は、直近の歳出額によ

る。施設一部への導入の割合は、導入面積割合であん分します。

3 君津市ネーミングライツ審査委員会

(1) 審査基準（審査項目及び配点等）

各審査委員は、下記審査基準を基に審査・採点を行います。

	評価項目	評価基準	配点	算定基準	備考
1	愛称案	・市民にとって親しみやすいか、わかりやすいか。 ・施設の設置目的やイメージと整合しているか。	20	A 優れている 20点 B やや優れている 15点 C 普通 10点 D やや劣っている 5点 E 劣っている 1点	各委員が採点した点数の平均値を得点とする。 (小数点以下切捨て)
2	適格性	・経営状況は安定しているか。 ・市内に本社・支店・工場等を有しているか。 ・君津市への地域貢献等、市と関わりがあるか (提出書類から読み取れるか)。	20	A 優れている 20点 B やや優れている 15点 C 普通 10点 D やや劣っている 5点 E 劣っている 1点	
3	付帯提案	・付帯提案があれば、その内容が市民の利益となるか。	10	A 優れている 10点 B やや優れている 7点 C 普通 5点 D やや劣っている 3点 E 劣っている 1点	

4	応募金額 (年額)	・応募金額(年額)が最高の者を1位として50点を付与。2位以下は、その応募金額を1位の応募金額で除して算出した率を50点に乗じた得点(小数点以下第1位を切捨て)。 ・応募条件が金銭ではなく、物品・役務の提供の場合は、提供する物品・役務の価格・数量・回数・規模等を根拠に事務局で換算し、得点を算出する。	50	50点×応募金額/最高応募金額＝得点(小数点以下切捨て) ※応募者が一者のみで、応募金額が、市で設定した最低応募金額を下回っていた場合は、最高応募金額を最低応募金額に置き換えて算出する	事務局 算定
---	--------------	---	----	--	-----------

※1～3の各評価項目について問題ないと判断した場合「C 普通」を基準として選択する。判断については各委員の主観的判断で行う。

※3について、付帯提案がない場合は0点とする。

審査委員の得点と、事務局で算定した得点を合算し、最高得点獲得者を決定します。最高得点獲得者の合計得点が最低基準点(70点)以上の場合、優先交渉権者として選定します。

※応募者が一者のみの場合についても同様の手順で審査を行い、合計得点が最低基準点(70点)以上の場合、優先交渉権者として選定します。

最高得点獲得者が複数いる場合は、「適格性」の得点が高い応募者を優先交渉権者とし、更に同じ得点の場合は、「応募金額」の高い応募者を優先交渉権者とします。それでも同じ得点となる場合は、審査基準に基づいて総合的に判断し、市長が優先交渉権者を決定します。

※優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、契約に至らなかった場合には次点の応募者を優先交渉権者とします。

(2) 最低基準点の設定根拠について

＜応募金額＞

応募者が複数である場合、応募金額（年額）が最高の者には満点（50 点）が付与されます。また、応募者が一者であった場合も、応募金額が最低応募金額を超えていれば、応募者には満点（50 点）が付与されます。このことから 50 点とします。

＜愛称案＞及び＜適格性＞

上記 2 項目について、審査委員は「C 普通」を基準として審査を行うため、10 点とします。（計 20 点）

※「付帯提案」は任意での提案となるため含みません。

以上を合計すると 70 点となるため、最低基準点を 70 点に設定します。

(3) 審査結果の通知

審査後、全ての応募者に対し、「君津市ネーミングライツ事業審査結果通知書」を送付するとともに、優先交渉権者を市のホームページ等で発表します。

(4) その他

本審査基準に定めるもののほか、審査委員会について必要な事項は市長が別に定めます。